

契 約 書



国家公務員共済組合連合会大阪共済会館（以下「甲」という。）と、〇〇 株式会社（以下「乙」という。）とは、次の条項により 繊維製品の賃貸借契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1 条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

（契約の目的）

第2 条 乙は、別紙「仕様書」の記載物件(以下「賃貸借物件」という。)を甲に賃貸し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（納品場所等）

第3 条 賃貸借物件の納品場所等は、次のとおりとする。

(1)納品場所 ホテルが指定する場所

(2)賃貸借物件 単価見積内訳表商品

（契約期間）

第4 条 契約期間は、令和7年4月1日～令和10年3月31日までとする。

（契約単価）

第5 条 契約単価は、別紙のとおりとする。

（契約保証金）

第6 条 甲は、この契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

（賃貸借物件の譲渡等の禁止）

第7 条 甲は、賃貸借物件を他に譲渡し、第三者に使用させ、又はその他乙の所有権を侵害するような行為をしないものとする。

（秘密の保持）

第8 条 甲及び乙は、この契約の履行に関して知り得た相手方の秘密に属する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

（監督）

第9 条 甲はこの契約の履行に関し、甲の指定する監督職員（以下「監督職員」という。）に賃貸物件を監督させ、必要な指示をさせることができる。

2 乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

（事情変更）

第10 条 甲は、必要がある場合には、乙と協議して賃貸借の内容を変更し、又は賃貸借を一時中止し、若しくは賃貸借の一部を打ち切ることができる。

2 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著

しい事情の変更により、この契約の定める条件が不相当と認められる場合には、協議してこの契約を変更することができる。

3 前2項の場合において、この契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して書面により定めるものとする。

（賃貸借物件の保証等）

第11条 乙は、賃貸借物件の洗濯、補修、改造、仕上、ネーム記号等一切の作業を行うものとする。

2 乙は、賃貸借物件の汚れ、破損が著しいときは、賃貸借物件の入替えを行うなど誠意をもって善処しなければならない。

3 前2項の場合によって生じる一切の費用は、乙の負担とする。

（代金の支払）

第12条 乙は、各月経過後、当該期間に係る完了した賃貸借に相当する契約金額の支払を甲に請求するものとする。

2 前項に規定する契約金額は、契約単価に数量を乗じた金額の合計額に消費税を加えた額とする。

3 甲は、乙から支払請求があったときは、正当と認められる支払請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

（賃貸借物件の善管注意義務）

第13条 甲は、賃貸借物件を善良なる管理者の注意をもって使用管理しなければならない。

2 甲は、賃貸借物件毀損するなど賃貸借物件の現状を変更するような行為をしてはならない。

（契約の解除）

第14条 甲は、自己の都合により、乙に対し1か月の予告期間をもって書面により通告し、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙が正当な理由なくこの契約の条項に違反したときは、書面により通告し、この契約を解除することができる。

3 乙は、前項の規定によりこの契約が解除された場合は、契約単価に予定数量を乗じた金額に消費税を加えた金額の100分の10に相当する金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

（棚卸）

第15条 乙は、貸出し中のリネン枚数を確認するため、甲 立会の下、定期的に棚卸を行う事ができる。

（損害賠償）

第16条 乙は、第10条第1項又は第2項の規定による事情変更の場合、又は、14条第2項の規定による解除の場合には、甲に対して損害賠償の請求をしないものとする。ただし、乙は、甲に対して既に経過した期間における賃貸借の終了部分に相当する契約金額を請求できるものとし、この場合は第12条の規定を準用するものとする。

- 2 甲は、14条2項の規定により契約を解除した場合には、乙に損害賠償を請求できるものとする。
- 3 乙は、この契約を履行するに当たり、甲に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき事由による場合において、この限りでない。
- 4 第2項又は第3項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定めるものとする。
- 5 乙は、この契約を履行するに当たり、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき事由による場合において、この限りでない。
- 6 甲が、乙のリネンを紛失した場合、その損害額(乙の購入価格)を分担の上、負担するものとする。
- 7 前項、甲の分担割合は、本契約初年度は、70%、2年度は、60%、3年度以降は、50%とする。
- 8 甲及び甲の顧客等の故意、又は過失による毀損、火災、もしくは特殊薬品、熱などにより適正な償却期間より著しく破損した場合にも前項と同様とする。
- 9 乙が、前6項の損害賠償を受けた場合、乙はすみやかに代替品を補填する。

(属性要件に基づく契約解除)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供給するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用しているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第18条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求。
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
- (4) 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為。
- (5) その他前各号に準ずる行為。

(属性要件及び行為要件に基づく損害賠償)

第18条 甲は、第16条、第17条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第12条、第13条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第19条 乙は、自らが暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(管轄裁判所)

第20条 この契約に関する訴訟については、甲の所在地を管轄する地方裁判所とする。

(疑義等の決定)

第21条 この契約に定めのない事項又は内容に疑義を生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

令和 7 年 4 月 1 日

(甲) 大阪府中央区馬場町2番24号

国家公務員共済組合連合会大阪共済会館

契約担当者 総支配人 小林正彦

(乙)